

千葉県消防局入札参加資格等審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県消防局入札参加資格等審査会設置要綱第7条の規定に基づき、審査会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の時点)

第2条 審査の時点は、審査を要する所管に係る委託及び修繕(以下「委託等」という。)の施行決定前に行うものとする。

(審査会の運営)

第3条 審査会の庶務は、消防局総務部総務課(以下「総務課」という。)において処理する。

2 委託等を発注する所管課等(以下「所管課等」という。)は、審査会へ付議する案件がある場合は、審査会付議依頼書(様式第1号)及び審査会調書(様式第2号)を原則として、審査会の招集を希望する日の3週間前までに総務課へ提出するものとする。

3 総務課は、所管課等が作成した審査会調書を取りまとめ、審査会開催通知書(様式第3号)により、各委員へ通知するものとする。

4 総務課は、審査後、委員長までの決裁を行い、審査結果を所管課等に通知するものとする。

5 総務課は、審査後、審査会の議事録(様式第4号)を作成し、各委員に供覧するものとする。

(審査項目等)

第4条 審査会における審査項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 随意契約1者の選定業者及び選定理由の妥当性
- (2) 指名競争入札の選定業者及び選定理由の妥当性
- (3) 一般競争入札及び希望型指名競争入札における入札参加資格要件の妥当性
- (4) その他

2 審査は原則として書面審査により行う。ただし、必要があると認められる場合は現場確認を行うものとする。

3 付議案件の説明は、原則として所管課等の長が行うものとし、補助員として、当該案件の設計書又は仕様書の作成担当職員を同席させるものとする。ただし、委員が所管する付議案件の説明は、所管課等の長以外の所属職員が行う。

(職務代理者の順位)

第5条 審査会の委員長に事故があるとき又は欠けたときに、あらかじめ委員長が指名する職務代理者の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、審査案件を所管する委員は職務代理者に指名しない。

(1) 総務部長

(2) 警防部長

(3) 予防部長

2 前項の場合において、職務代理者は、審査案件ごとに交代することができる。

(業者の選定)

第6条 随意契約及び指名競争入札における業者の選定に当たっては、原則として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の12第1項の規定に基づき資格者名簿に登載されている業者のうちから選定するものとする。

2 市内業者育成の観点から市内業者の選定には特に考慮するものとする。ただし、その業務内容が技術的難易度の高い場合等市内業者で処理できない場合においては、市内に支店又は営業所を有する準市内業者又は市外業者を選定できるものとする。

(業者選定の特例)

第7条 次に掲げる事項に該当する業務を実施するため特に必要と認めた場合は、前条第1項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載されていない業者を選定することができるものとする。

(1) 特殊な技能技術を必要とする業務

(2) 特殊な機器設備と密接な関係のある業務

(指名業者選定者数)

第8条 指名競争入札において、委託等1件当たりの指名選定業者数は、原則として5者以上とする。

附 則

この要領は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。